



集団回収活動が活発な団体に対する 加算金の支給について



報奨金(資源1kgにつき7円)に加えて、下記の条件を満たす団体には、加算金を支給します。

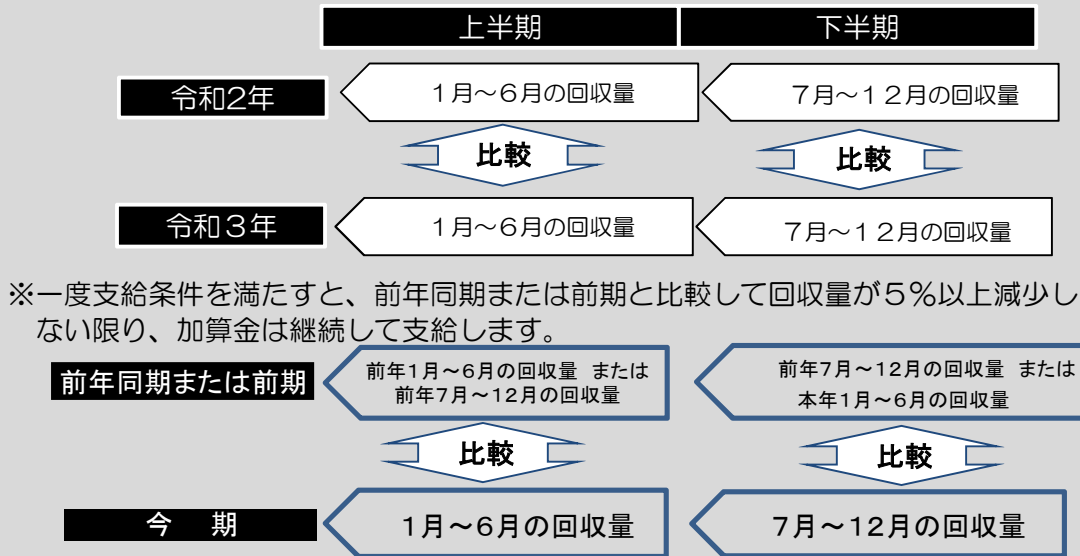
葛飾区ごみ減量・3R推進キャラクター
りー(Ree)ちゃん



○加算金の支給条件

①と②の両方を満たした団体へ、加算金を支給します。

- ① 前年同期と比較して、回収量が5%以上増加している。*
- ② 対象期間内の回収量合計が500kg以上である。



○加算金の支給金額

加算金金額	6ヶ月間の回収量合計	
6,000円	500kg以上	5,000kg未満
11,000円	5,000kg以上	20,000kg未満
16,000円	20,000kg以上	30,000kg未満
21,000円	30,000kg以上	40,000kg未満
26,000円	40,000kg以上	

○支給方法

報奨金とあわせて、年2回(3月、9月)、振込口座に支給いたします。

○手続き

加算金は、毎月の報告書を基に算定しますので、新たな手続きは必要ありません。



加算金について、よくわからない、もっと詳しく知りたい方は裏面をごらんください

○加算金Q&A

Q1 加算金と報奨金って何が違うの？

A1	加算金は、長く活動を継続している、資源回収量が増えているなど、集団回収活動が活発な団体へ、より手厚く支援することを目的としています。 そのため、報奨金は回収実績がある全ての団体に支給されますが、加算金は条件を満たす団体にのみ支給されます。 皆様に、加算金の支給によって活動の成果を実感していただき、今まで以上に集団回収に積極的にご参加いただければ幸いです。
----	--

Q2 どうすれば加算金がもらえるの？

A2	加算金の支給条件を満たすためには、前年より資源の回収量を増やす必要があります。分別方法を見直してみる、ご近所に声をかけて仲間を広げる、集める資源の品目を増やすなどの工夫が有効です。この機会に、集団回収の方法について、是非皆様で話し合ってみてください。
----	---

Q3 加算金が支給されるかどうか、いつ判るの？

A3	報奨金支給の1ヶ月前に郵送される、資源回収量の確認通知でご案内します。それ以前は、お手数ですが団体の皆様で、毎回の資源回収量を比較して、ご確認ください。
----	--

資源回収量をきちんと把握した活動を、どうぞよろしくお願いします。



Q4 一度加算金の支給条件を満たすと、回収量が5%減少しない限り、継続して支給されるのはなぜ？

A4	資源回収量を増やし、活発になった活動状態が維持されているためです。 区では、このような団体の活動は、ごみの減量や地域コミュニティの活性化に寄与していただけていると考えております。加算金を、団体の意欲向上や活動維持へ有効にご活用いただき、これからも明るく、ごみの少ない街づくりに、是非ご協力ください。
----	--



この他にも、わからないことがあれば
お気軽に清掃事務所までお問い合わせください。

お問い合わせ
葛飾区環境部清掃事務所
TEL 03-3693-6113
FAX 03-3691-1797

